令和6年7月18日
令和6年度　第1回愛知支部評議会　資料3

健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）について

マイナ保険証での受診が始まっています

令和６年（2024年）12月２日に健康保険証は**廃止**され、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく２点です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心　よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。　※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
  ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利　各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

令和６年（2024年）12月２日以降、**新規に健康保険証は発行されません**。

マイナ保険証利用のためのステップ

①マイナンバーカードの取得

②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には３つの方法があります。

医療機関窓口のカードリーダー

セブン銀行ATM

マイナポータル

※マイナポータルとは･･･
政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得･税等の情報を確認することができます。

③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

マイナ保険証で医療機関を受診する際の流れ

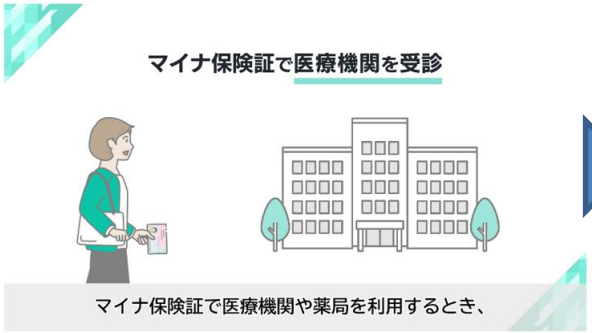

カードリーダーの使い方

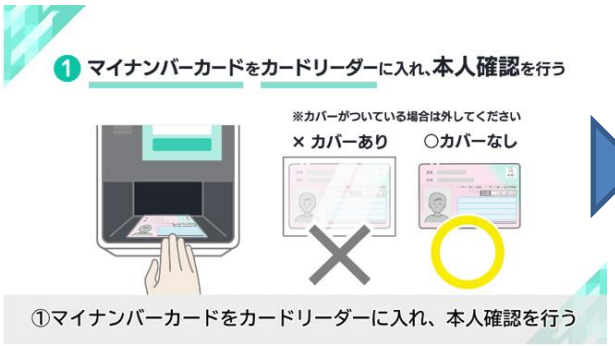

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和６年（2024年）12月２日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和７年（2025年）12月１日まで使用できます。

※令和７年（2025年）12月１日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和７年（2025年）12月２日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される資格確認書を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

●資格確認書は、令和６年（2024年）12月２日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

（※）新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

●令和７年（2025年）12月２日以降、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

（※）マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
　有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

（参考）資格確認書の発行スケジュール

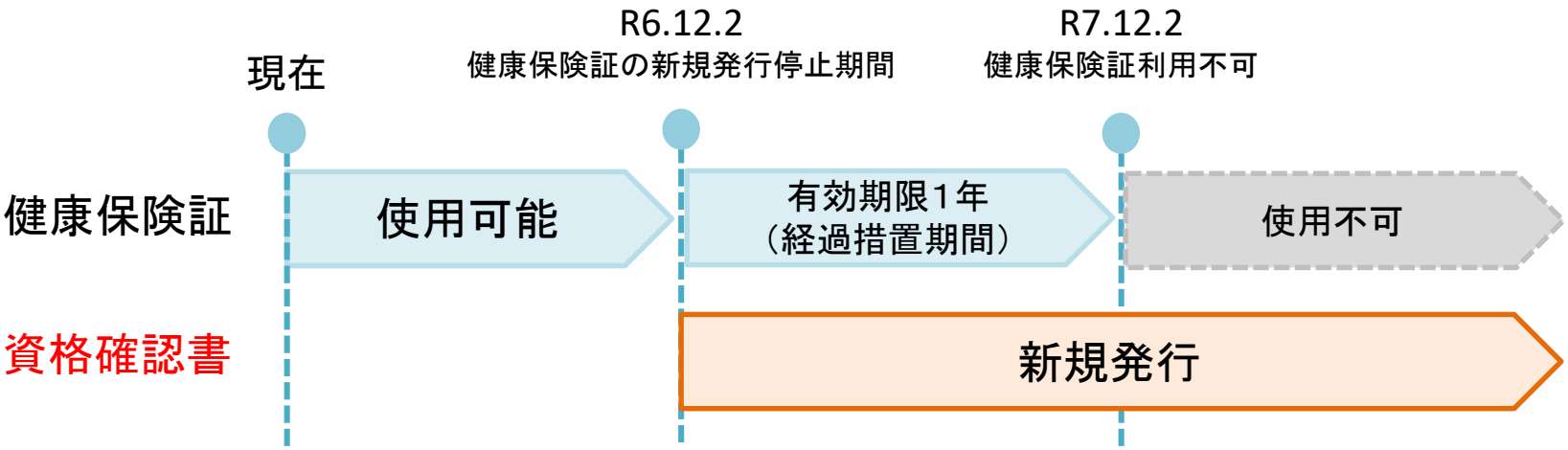

（参考）協会において発行する資格確認書のイメージ

●材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスティック製・カード型）です。

●有効期間は４～５年です。
※１年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は４～５年になります。

●資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期（有効期限） ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓（併記申請があった場合） ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する際の方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

●資格情報は「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。

●「資格情報のお知らせ」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和６年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。
退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、本年９月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された**「資格情報のお知らせ」**を送付する予定です。（なお、各事業所には、本年７月または８月に送付する納入告知書にチラシを同封して事前にご案内する予定です。）

（※）令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

- 事業主の皆様におかれては、従業員の方にお渡しいただきますようご協力お願いします。
- また、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下４桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- なお、協会において、マイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いします。

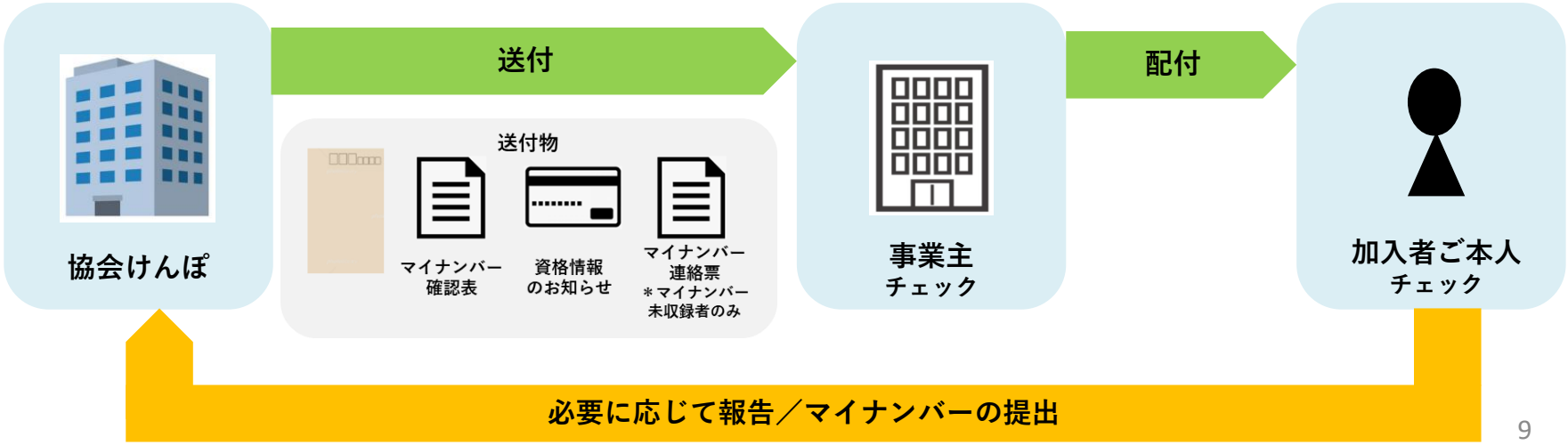

（参考）既加入者向けに送付する資格情報のお知らせのイメージ

（パターン１） 資格情報のお知らせ

（記号）12345678　（番号）1234567
（被保険者氏名）○○　○○　様
（対象者氏名）○○　○○　様

バーコード等

お問い合わせ番号
00-00000000-0000000-00

保険者名
保険者番号
保険者住所

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和６年○月○日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000　（枝番）00
氏名		佐藤　太郎	
ﾌﾘｶﾞﾅ		ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ	
生年月日		平成元年 10 月 1 月	
負担割合		３割（令和６年６月○日時点）	
資格取得年月日		平成○年○月○日	
保険者名		○○	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

― マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら ―

二次元コード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです（12 桁のうち下４桁のみ表示）。万が一、表示されている下４桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下４桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

＊＊＊＊　＊＊＊＊　6825

資格情報のお知らせ

記号　12345678　番号　1234567　枝番　01
ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ
氏名　佐藤　太郎
生年月日　平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日　令和２年１月１日
保険者番号　12345678
保険者名称　全国健康保険協会○○支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

音声コード

（パターン２） 資格情報のお知らせと 個人番号（マイナンバー）確認のお願い

（記号）12345678　（番号）1234567
（被保険者氏名）○○　○○　様
（対象者氏名）○○　○○　様

バーコード等

お問い合わせ番号
00-00000000-0000000-00

保険者名
保険者番号
保険者住所

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和６年○月○日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000　（枝番）00
氏名		佐藤　太郎	
ﾌﾘｶﾞﾅ		ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ	
生年月日		平成元年 10 月 1 月	
負担割合		３割（令和６年６月○日時点）	
資格取得年月日		平成○年○月○日	
保険者名		○○	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

― マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら ―

二次元コード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりですのでご確認ください（12 桁のうち下４桁のみ表示）。
表示されている下４桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下４桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

＊＊＊＊　＊＊＊＊　6825

資格情報のお知らせ

記号　12345678　番号　1234567　枝番　01
ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ
氏名　佐藤　太郎
生年月日　平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日　令和２年１月１日
保険者番号　12345678
保険者名称　全国健康保険協会○○支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

音声コード

資格情報のお知らせと
個人番号（マイナンバー）提出のお願い

（パターン３）

（記号）12345678　（番号）1234567
（被保険者氏名）○○　○○　様
（対象者氏名）○○　○○　様

バーコード等

お問い合わせ番号
00-00000000-0000000-00

保険者名
保険者番号
保険者住所

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）提出のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和６年○月○日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000　（枝番）00
氏名		佐藤　太郎	
ﾌﾘｶﾞﾅ		ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ	
生年月日		平成元年 10 月 1 月	
負担割合		３割（令和６年６月○日時点）	
資格取得年月日		平成○年○月○日	
保険者名		○○	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

― マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら ―

二次元コード

掲載する文言は検討中

資格情報のお知らせ

記号　12345678　番号　1234567　枝番　01
ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ
氏名　佐藤　太郎
生年月日　平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日　令和 2 年 1 月 1 日
保険者番号　12345678
保険者名称　全国健康保険協会○○支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

音声コード

制度改正後の医療機関等受診方法

以上で述べてきた制度改正後の医療機関等の受診方法・使用期間について、表にまとめると下記のとおりです。

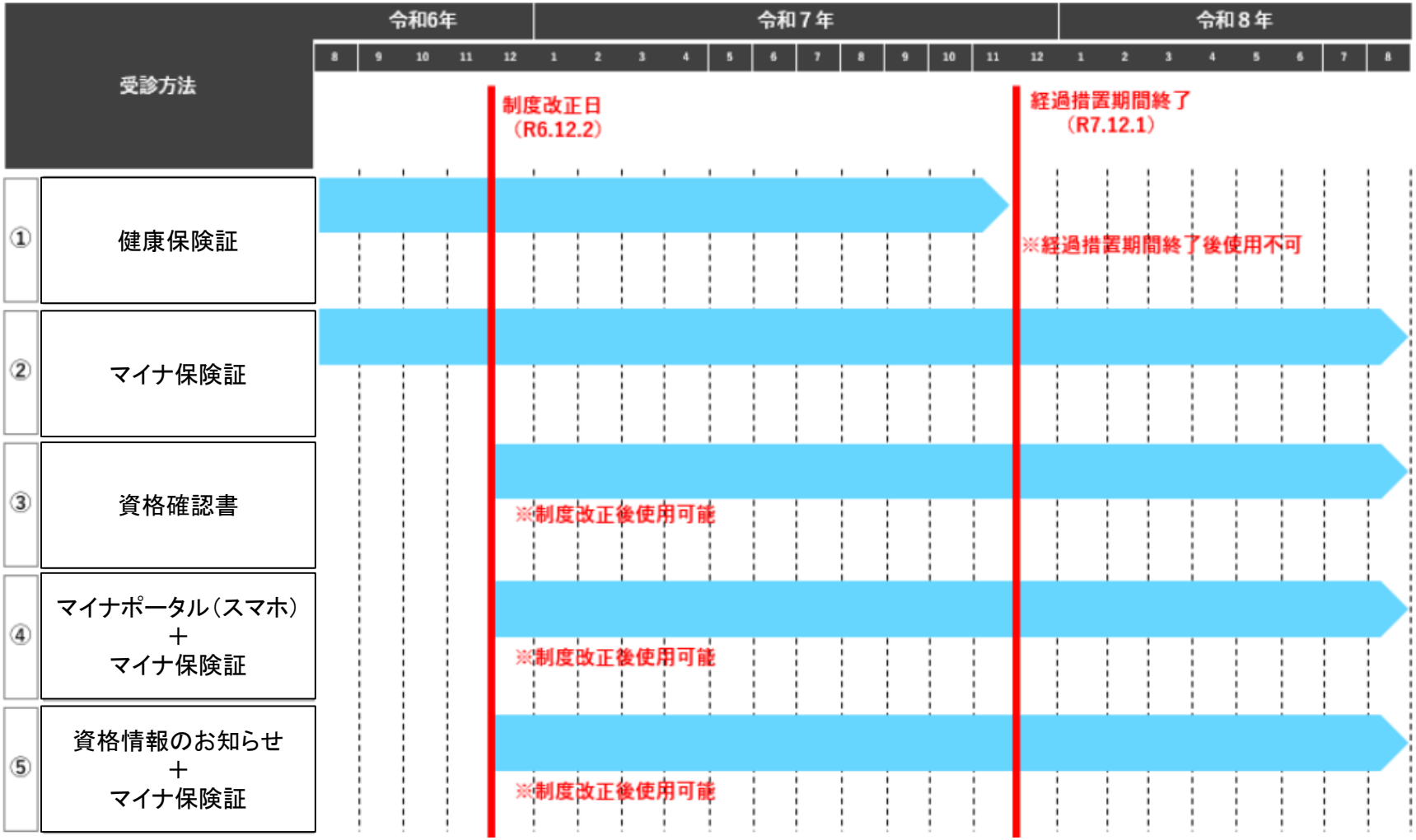

（参考）マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付（申請不要） （マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能） ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 （資格情報のお知らせのみでは受診不可）

健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことできるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際の流れに準じて資格確認を行います。
  健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナ保険証＋資格情報のお知らせ又は資格確認書による資格確認を、それぞれ実施します。

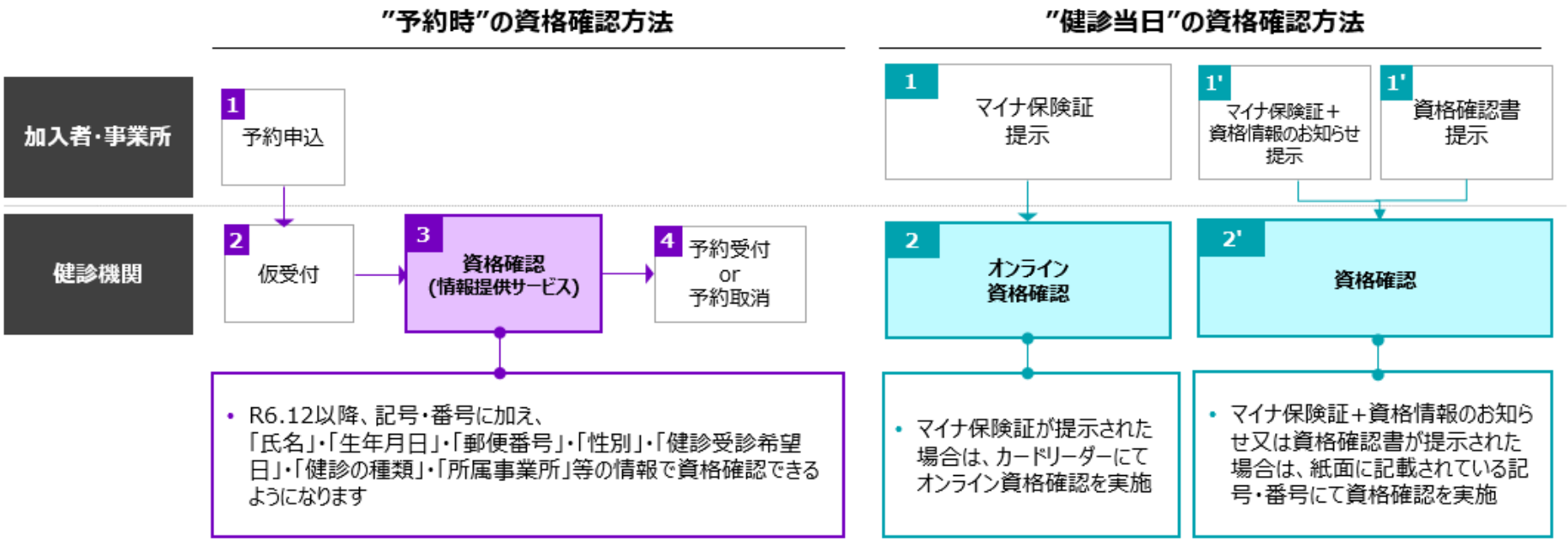

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

（国）マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先　0120-95-0178
※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

（協会）マイナンバーコールセンター

・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
●マイナ保険証、オンライン資格確認
●資格情報のお知らせ
●資格確認書　　等
・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
・設置期間：令和６年９月２日から令和８年２月28日（予定）

（※）上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。
加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。
英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への４つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
   健康保険の**資格取得届および被扶養者異動届**は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。
   ※健康保険法施行規則上の義務です。

2. マイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、早期に**委託業者への業務（契約）の見直し**をお願いします。

3. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、**マイナンバーを正確にご記載**ください。
   ※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

4. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
   従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひ**マイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。**
   ※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願いいたします。

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

マイナ保険証の広報について

厚生労働省医療保険部会（令和6年5月15日）資料を引用

医療ＤＸ推進フォーラム ～使ってイイナ！マイナ保険証～ の開催について

日時・場所

令和6年4月25日(木) 17:00～19:00 イイノホール

開催目的

○ 少子高齢社会にあって人口が減少していく中でも、国民の保健医療の向上を図り、最適な医療を実現するための基盤整備を進めるため、医療分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を通じたサービスの効率化・質の向上が求められる。

○ 医療DXの推進のためには、経済界・医療界・保険者などが 一丸となって、実現に当たっての課題や好事例を共有しながら取り組む関係性を構築・強化することが必須であることから、 日本健康会議を通じ、こうした機運の醸成を図る。

位置付け

○ 経済界・医療界・保険者等の関係者が医療DX推進のために 一致団結する一つの足がかりとして、マイナ保険証の利用促進は、日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言」の達成要件にも位置付けられた医療DXの基盤となるものである。

○ マイナ保険証に関し、紐付け誤り等に関する点検作業の完了も見込まれる4月に、厚生労働大臣・経済産業大臣・デジタル大臣をはじめ、関係者が一体となってマイナ保険証利用促進宣言を行うことにより、医療DX推進の機運醸成を図る。

プログラム

○ 国・医療界・保険者・経済界が一体となった
マイナ保険証利用促進宣言

○ 医療DX推進に関するPR動画の披露

○ 各団体による医療DXの取組事例の報告・共有

厚生労働省医療保険部会（令和6年5月15日）資料を引用

マイナ保険証利用促進宣言

高齢化と人口減少が進む社会にあって、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療を実現していくには、医療分野でのDX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上が課題となっています。

マイナ保険証は、国民の皆様がこの医療DXのメリットを最大限享受するためのパスポートです。マイナ保険証を利用することで、皆様一人一人のデータに基づくより質の高い医療を受けることができるようになります。

国民の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、これまでに全ての登録データ（1.6億件）について住民基本台帳データとの照合が完了し、必要な確認も終了しました。また、今後の新規加入者に関する全てのデータについてのチェックシステムが5月7日から稼働します。

健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する 本年12月2日に向け、一人でも多くの国民の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただくべく、本年5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置付け、ここに、マイナ保険証利用促進宣言を行います。

マイナ保険証利用促進宣言

私たちは、より質の高い医療の実現のため、一人でも多くの国民の皆様にマイナ保険証のメリットを実感して利用いただけるよう、医療機関・薬局、保険者、事業主、行政など、医療に関わる全ての主体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進に取り組みます。

- 国においては、医療DXの推進に向け、率先して、国民の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただけることや、マイナ保険証のメリットを分かりやすい形で発信するとともに、医療界、経済界、保険者等の取組を支援します。
- 医療機関・薬局においては、データに基づくより質の高い医療の実現に向け、受付事務を点検し、窓口等で積極的にマイナ保険証の利用を呼びかけるなど、利用率の向上に取り組みます。
- 保険者においては、加入者に対してマイナ保険証の利用を呼びかけるとともに、新規加入者が速やかにマイナ保険証を利用できるよう、事業主による届出から5日以内の迅速かつ正確なデータ登録を徹底します。
- 事業主においては、職場を通じて従業員と家族にマイナ保険証の利用を呼びかけ、また、新規資格取得者が速やかにマイナ保険証を利用できるよう、マイナンバーの提出や資格取得から5日以内の届出を徹底します。

令和6年4月25日

日本健康会議

マイナ保険証利用促進集中月間における広報について

愛知支部における広報

○ **メールマガジンを活用した広報（令和６年５月～）**

・５月以降、毎月マイナ保険証関連記事を掲載し配信

○ **制度説明動画の活用（令和６年５月～）**

・メールマガジンや広報誌、リーフレットに動画の二次元バーコードを掲載し動画を周知

○ **日本年金機構の算定基礎届事務講習会での説明（令和６年６月）**

・県内15年金事務所の協力により、マイナ保険証関連の制度説明

○ **協会けんぽ広報誌を活用した広報（令和６年７月～）**

・協会けんぽからのお知らせ、健康保険委員向け広報誌を活用した広報

○ **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、社労士会）会報誌等での広報（令和６年８月）**

・訪問等を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼

○ **新聞広告による広報（令和６年１０月）**

・地方第一紙（中日新聞）に（モノクロ、全５段）広告掲載

支部作成のチラシ（算定基礎届事務講習会での配付・関係団体の会報誌へ同封）

健康保険証の新規発行は令和6年12月2日に終了

医療機関の受診はマイナ保険証で！

マイナ保険証 始まっています！

マイナ保険証のメリット

マイナ保険証を利用するメリットは大きく分けて2つ！

安心 よりよい医療が受けられる！

たとえば…
健診や診療の情報を医師と共有できるため、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

便利 各種手続きが便利・簡単に！

たとえば…
医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日まで従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。
なお、マイナ保険証をお持ちでない方等については、資格確認書等を用いて医療機関等を受診することも可能です。

令和6年12月2日以降の医療機関等への受診について（窓口への提示物一覧）

健康保険証
- 令和６年12月2日以降新規発行を終了します。
- 退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

マイナ保険証
- マイナンバーカードの取得が必要です。
- マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

資格確認書
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。
- 1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定します。
- 発行時期によって有効期限は４～５年になります。

資格情報のお知らせ
- 資格取得時に送付します。（申請は不要です。）
- 受診時にはマイナンバーカードと一緒に提示いただく必要があります。
- マイナポータルの健康保険証の資格情報画面（スマホ）でも代用可能です。

「資格情報のお知らせ」をお送りします。

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下４桁）を事業所様に送付させていただきます。
ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。

送付対象となる方は？

国の方針に基づき、**令和６年９月（※）に全加入者に対し、事業主様を経由して**記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された**「資格情報のお知らせ」を送付します。**
（※）令和６年５月中旬以降に加入された方については、令和７年１月頃に発送予定です。

事業所様へのお願い（裏面へ）

事業所様へのお願い

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの**資格情報のお知らせ**と**加入者情報（マイナンバーの下４桁）**を事業所様に送付させていただきますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

送付時期：令和６年９月と令和７年１月

配付方法と注意点

「個人ごとの封筒」を封筒または箱に封入し、事業所様に送付させていただきます。
「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を**従業員様に配付**をお願いします。

配付のポイント！

（記号）12345678　（番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎 様
（対象者氏名）協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように**従業員様の氏名（被保険者氏名）**と**封入されている方の氏名（対象者氏名）**を確認することができます。

配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

送付物のイメージ

1 資格情報のお知らせです。
令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

2 マイナンバーの下4桁が記載されています。
医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただきます。
※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

給付金等の申請時に！
健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！
オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

マイナ保険証の制度や使用方法について動画で案内しています。二次元バーコードからご覧ください。

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ
〒450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階
☎052-856-1490（代表）
受付時間　8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）